

議案第 22 号

松阪市職員の給与に関する条例の一部改正について

松阪市職員の給与に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

平成 30 年 2 月 14 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

松阪市職員の給与に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 1 項中「対し、」の次に「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び」を加え、「勤務成績」を「勤務の状況」に改め、同条第 2 項前段中「、任命権者」を「任命権者」に改め、同項各号列記以外の部分中「得た額」の次に「に、任命権者が市長の定める基準に従って定める額を加えて得た額」を加える。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。